

福祉生活病院常任委員会資料

(平成25年8月21日)

〔件 名〕

- 1 鳥取県次世代自動車充電インフラ整備ビジョンの策定について
(環境立県推進課)・・・1
- 2 とっとり次世代エネルギーパークの認定申請について
(環境立県推進課)・・・2
- 3 大気自動測定器売買契約に係る損害賠償請求の裁判の状況について
(水・大気環境課)・・・3
- 4 「鳥取県持続可能な地下水利用協議会・設立記念シンポジウム」の開催について
(水・大気環境課)・・・4
- 5 「第40回中海水質汚濁防止対策協議会」の概要について
(水・大気環境課)・・・5
- 6 低濃度PCB廃棄物の無害化処理に係る大臣認定について
(循環型社会推進課)・・・6
- 7 布勢総合運動公園プリスター裁判の経過報告について
(緑豊かな自然課)・・・7
- 8 布勢総合運動公園の飲食施設(スイートカフェ)の休止について
(緑豊かな自然課)・・・8
- 9 第30回全国都市緑化とっとりフェアへの協賛及び会期中の催事計画について
(緑豊かな自然課)・・・9
- 10 米子境港及び淀江都市計画区域マスタープラン見直しにおける土地利用規制の
方向性等について
(景観まちづくり課)・・・10
- 11 都市計画道路見直しに係る評価結果について
(景観まちづくり課)・・・11
- 12 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
(住宅政策課)・・・15

生活環境部

鳥取県次世代自動車充電インフラ整備ビジョンの策定について

平成25年8月21日

環境立県推進課

1 経緯等

○国は、電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド自動車（PHV）の普及促進のため、各都道府県が策定するビジョンに基づいた整備計画に対して支援する「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」を創設。（平成24年度補正予算：約1,000億円）

○本県は、国の整備方針を受け、エコツーリズムやグリーンツーリズムなど環境に配慮した観光客の受入体制の整備に併せて、e-モビリティ等の普及促進を図り、電欠の不安を感じないインフラ整備を目指して、「鳥取県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン」を策定することとした。

※現在、経済産業省と協議中。

2 ビジョンの概要

電欠の不安を感じないインフラ整備促進を図るため、行政主導による整備から民間主導による市場発展期に移行させることを念頭に、以下のとおり、ビジョンを策定。

(1) 目標年度と整備目標

2020年までに最大527基（内訳）急速充電183基、普通充電344基

※〔政府目標〕2020年までに急速充電5,000基、普通充電設備200万基

(2) 基本方針

国のモデルプランを参考に必要箇所を特定し、電欠を最小化するモデルとして構築。

① 目的地充電 228基（公共・商業・観光施設など集客力のあるエリア）

② 緊急充電 94基（県外から市街地への交通アクセスにおける電欠防止）

③ 経路充電 105基（目的地充電エリアへアクセスするため主要道路へ配備）

その他、パイロット事業として、先進的なEV関連サービスモデルを創造するエリア（総合特区エリアなど）等へ100箇所を整備する。

(3) インセンティブについて

【国】 充電設備の購入と設置工事への経費の一部を補助（補助率3分の2）。

【県】 国補助を除いた自己負担部分の一部を補助（補助率2分の1）※急速充電の場合

3 ビジョンの策定フロー

充電設備を面的・線的に配備するため、都市の規模、交通量、観光誘客などの地域特性を勘案し、整備の基本方針を定め、市町村や県内事業者の要望とさらには県民ニーズ調査結果を踏まえて、最終案を策定。

【第1回次世代自動車充電インフラ整備ビジョン連絡会議】（7月5日開催）

（参加機関） 市町村、大規模小売店、ガソリンスタンド、カーディーラー等

（設置ニーズ等） 大型ショッピングセンター、道の駅、主要観光施設等への整備

※県民ニーズ調査結果については、ビジョンを参照。

4 今後のスケジュール

8月下旬頃 ビジョンの国承認（予定）。第2回ビジョン連絡会議を開催（補助事業説明等）

とっとり次世代エネルギーパークの認定申請について

平成 25 年 8 月 21 日
環境立県推進課

1 とっとり次世代エネルギーパーク

ソフトバンク鳥取米子ソーラーパークのガイダンス施設「とっとり自然環境館」を中核施設として、県内各所に多数導入されている再生可能エネルギー施設やその関連施設と連携し、県域全体を一つのエネルギーパークとして位置づける。

環境学習の推進や再生可能エネルギーの普及啓発を目的として経済産業省に申請し、平成 25 年度の認定を目指す。

※「次世代エネルギーパーク」

- ・自治体が企業等と連携し、エネルギーに関する新たな取組を見学、体験できるような施設整備を行う取り組みで経済産業省が地域を認定するもの。
- ・平成 24 年 10 月時点、全国で 48 件の地域が認定。これまで本県の認定はなし。

2 計画のコンセプト

『豊かな自然の恵みがもたらすエネルギーの宝庫とっとり』

鳥取県では、日本最大級のメガソーラーの他、雪氷熱利用など先導的な施設とその他多種多様な再生可能エネルギー施設が、その地域に応じて民間と行政機関により県域全体に導入され、再生可能エネルギーの宝庫となっている。

- (1) 鳥取県最大の資源である豊かな自然が生み出す多種多様な再生可能エネルギーの恩恵を県民自らも認識するとともに、これらを活かして地域の活性化を図る。
- (2) 再生可能エネルギーの導入推進による地球温暖化対策やエネルギーの地産地消を進めるとともに、導入地域との協働による環境教育や環境配慮活動を推進する。
- (3) 再生可能エネルギー施設と観光資源の連携による観光関連産業の振興を図る。

3 次世代エネルギーパークを構成する施設

(1) 中核施設

エネルギーパークの拠点として、再生可能エネルギーや環境保全活動に関する情報の発信、エネルギー関連施設の紹介や案内等を行う。

| | | | |
|-----|-----------------|------|------------------------|
| 名称 | とっとり自然環境館 | 所在地 | 米子市大崎 3 4 2 1 番 9 |
| 設置者 | 鳥取米子ソーラーパーク (株) | 設置時期 | 平成 25 年 10 月 20 日 (予定) |

(2) エネルギー関連施設

再生可能エネルギー施設及びその関連施設で構成し、各施設において当該施設の再生可能エネルギーシステムやエネルギーの活用方法等を紹介する。

- ＜主なエネルギー施設＞ ※設置予定施設を含む
- 太陽光発電：ソフトバンク鳥取米子ソーラーパーク
 - 風力発電所：鳥取放牧場風力発電所、北条砂丘風力発電所、高田工業団地風力発電所
 - 水力発電所：俣野川（揚水発電）
 - バイオマス：王子製紙新エネルギーボイラー、(株)日新バイオマス発電所
米子市クリーンセンター（ゴミ発電）
 - その他：鳥取ガスサルーテ (コージェネレーション)、サントリーブプロダクツ雪室（雪氷熱）

4 平成 25 年度事業内容

- (1) エコツアーの体制整備（モデルルートの設定、ガイドの育成）
- (2) とっとり自然環境館における環境情報の発信
- (3) こどもエコクラブ及び環境関連団体を対象としたモニターツアーの実施

大気自動測定器売買契約に係る損害賠償請求の裁判の状況について

平成25年8月21日
水・大気環境課

1 経緯

平成18年に県が購入した大気自動測定装置について、平成24年5月23日①平成20年に公正取引委員会が相手方を含む製造販売業者に対して行った排除措置命令及び課徴金納付命令の指導対象であること、②その落札額が命令後に全国で実施された同機種購入に係る平均落札金額より著しく高額であることが判明したことから、談合の結果、県に損害が生じたとして提訴。

「損害賠償金2,653,431円及び遅延利息金(5%/年)の支払い並びに訴訟費用の負担を求めた。」

(売買契約の内容)

契約内容：非メタン炭化水素自動測定装置(1台)(平成18年10月2日契約)

契約相手：鳥取科学機器株式会社

製造業者：東亜ディーケーケー株式会社

契約金額：4,410,000円(税込)

2 県の主張

適正価格を前後理論(談合廃止後の3年間の全国平均落札価格)により算定し、契約額との差を損害額(2,653,431円)として主張。

3 被告の主張

適正価格として物差し理論(談合期間中の非談合落札価格)により算定し、適正な営業利益を勘案して契約額との差を損害額(756,000円)として主張。

4 裁判の近況

鳥取地方裁判所より、9月中に和解案の提示がある見込み。

5 他の自治体の状況

(1) 訴訟に至らず和解した自治体：15自治体(契約額の約2割)

(2) 訴訟に至った自治体：40自治体

和解した自治体：1自治体(契約額の約2割+裁判所の判断)

判決が出た自治体：無し

「鳥取県持続可能な地下水利用協議会・設立記念シンポジウム」の開催について

平成25年8月21日
水・大気環境課

1 日時 平成25年8月31日(土) 午後2時～5時

2 場所 米子コンベンションセンター「国際会議室」 (米子市末広町294)

3 参加対象者

事業者(鳥取県持続可能な地下水利用協議会の会員)、地下水利用事業者、一般県民等

4 シンポジウムの内容

(1) 地下水保全の先進事例報告 公益財団法人くまもと地下水財団 職員

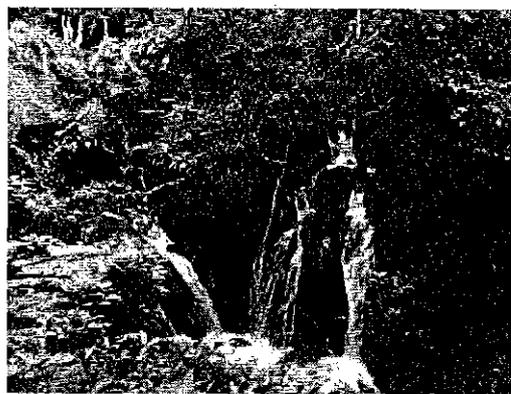
(2) 基調講演「(仮称)全国、世界の地下水、水事情」
水ジャーナリスト、アクアスフィア代表 橋本 淳司 氏

(3) とっとり(因伯)の名水 追加選定地の認定(8/7選定審査会開催)
赤波川溪谷おう穴群(鳥取市用瀬町)、お地蔵さんの水(鳥取市気高町)、清水井(南部町)、
金明水、聖滝、日野川源流の水(日南町)

- ・とっとり(因伯)の名水とは、昭和60年に環境省が「名水百選」の1つとして、淀江町「天の真名井」を選定されたことを契機に、県内の優良な水環境が将来にわたって保全されるよう選定しているもの。これまで21箇所を選定し、今回新たに6箇所を追加選定したもの。
- ・選定区分は、「暮らしの中の泉、ふれあいの水辺、「歴史の水」、「ふるさとの溪流、滝」。



赤波川溪谷おう穴群(鳥取市)



聖滝(日南町)

「第40回中海水質汚濁防止対策協議会」の概要について

平成25年8月21日
水・大気環境課

1 開催日時等

平成25年7月29日(月) 10時～正午 (於 松江市内・サンラポーむらくも)

2 会議の概要

(1) 平成24年度中海水質測定結果

- ・中長期的に見るとCODは横ばい、全窒素・全りんは最高値観測地点では、改善傾向が見られる。ここ数年ではCOD、全窒素は横ばい、全りんは、やや上昇傾向である。
- ・水質汚濁指標の最高値観測地点は、COD(化学的酸素要求量)は米子湾中央部、全窒素・全りんは、大橋川河口地先であった。

(2) 第5期湖沼水質保全計画の進捗状況

- ・鳥取・島根両県、周辺4市や国土交通省出雲河川事務所の取組(生活排水処理施設の整備、浅場造成や覆砂等の浄化対策、環境保全型農業の推進、道路路面の清掃等による流出水対策等)は、ほぼ計画どおりに進捗している。

(3) 国への要望活動

- ・環境省、国土交通省、農林水産省、財務省等への要望事項は、湖沼環境の改善、河川整備、下水道整備、農業集落排水整備とすることが決定され、7月30日には関係省庁をはじめ、両県選出の国会議員等へ要望活動を実施した。

(4) 窪地対策検討委員会の概要(H24.11開催)

- ・委員会では、窪地の現状や窪地の覆土について、松江港の浚渫土を利用するよう提案された。
- ・提案については、浚渫土、窪地底土の成分分析等の調査を実施するとともに、覆土等に必要の手続きについて協議していること、及び鳥取・島根両県では、窪地が周辺の水質に及ぼす影響について調査していることを報告した。

(5) 平成25年度の取組み

- ・鳥取県が実施する「中海地下湧水調査」、平成23年度から鳥取・島根両県が連携して取り組んでいる「海藻刈りによる栄養塩の循環システムモデル構築事業」、平成24年度に国土交通省、鳥取・島根両県が実施した「米子湾流動等に係る現地及びシミュレーション調査結果」、平成25年度から実施する「流入河川の水質調査」について報告して、意見交換した。

(6) 委員からの主な意見

- ・河川等からの流入負荷は減少しているが、依然としてCOD、全窒素、全りん値の改善が見られないとの報告であることから、汚濁メカニズムの研究や原因究明をしっかりと行うこと。
- ・窪地対策に係る国内の好事例、埋戻しの結果等について、勉強して、紹介すること。

【参考】中海水質汚濁防止対策協議会の概要

- 設置は、昭和51年
- 目的は、中海の水質保全のため、水質に関する情報収集を行うとともに、鳥取・島根両県及び関係市が連携して汚濁防止対策の促進を図る。
- 構成員は、鳥取県、島根県の県議会議員12名及び関係部長、中海沿岸市(松江市、安来市、米子市、境港市)の市長及び市議会議員

低濃度PCB廃棄物の無害化処理に係る大臣認定について

平成25年8月21日
循環型社会推進課

平成25年3月11日、産業廃棄物処理業者の三光(株) (境港市昭和町) が環境省に対して「低濃度PCB廃棄物の無害化処理認定施設」の申請を行い、8月19日付けで環境省から無害化処理施設の認定を受けたので報告する。

記

1 申請の概要

- 事業者 三光(株) 代表取締役 三輪 陽通 (境港市昭和町5-17)
- 施設 三光(株)潮見工場 (境港市潮見町1番地)
- 処理方法 850℃以上の高温でPCBを分解・無害化するもの
- 処理を行う廃棄物
PCB汚染絶縁油、PCB含有汚泥、金属くず (廃油入り金属容器) 等

2 地元との調整状況

三光(株)は、無害化処理施設の申請を行うにあたって、次のとおり地元との調整を実施。

- 平成24年6月5日
境港市産業廃棄物処理施設周辺団体連絡協議会 (境港市、松江市、漁協、美保関町福浦区長、西部生活環境局等) に対し、実証試験の実施について事前説明を実施。
⇒実証試験の実施について了解を得た。
- 平成24年8～10月
実証試験前に廃棄物処理施設設置手続条例に基づく手続きを実施。
 - ・8/16～9/27: 計画書の広告・縦覧
 - ・8/27: 住民説明会の開催⇒意見書の提出なし
 - ・10/1: 境港市へ意見照会⇒市から「試験実施について意見なし」との回答あり
 - ・10/10: 西部総合事務所が条例手続完了を通知
- 平成24年10月16～18日
焼却 (無害化) 実証試験
- 平成25年2月7日
境港市産業廃棄物処理施設周辺団体連絡協議会に対して、試験結果と認定申請について説明。
⇒認定申請について意見はなかった。

3 環境省の審査状況等

環境省は廃棄物処理、化学分析等の各分野に関し専門的知識を有する学識経験者からの意見を聴取し、三光(株)の無害化処理の基準適合性について審査を行った。

- 平成25年2月 4日: 技術評価委員会
⇒焼却実証試験結果等の審議
- 同 年 5月24日: 現地調査
⇒技術評価委員会委員による三光(株)施設の現地調査を実施
- 同 年 6月 4日: 技術評価委員会
⇒現地調査結果、地元 (鳥取県、境港市、松江市) からの意見等も踏まえて無害化処理の確実性等について審議
- 同 年 8月19日: 無害化処理に係る大臣認定

<参 考>

1 低濃度PCB廃棄物

- 製造段階やメンテナンス時に再生油の使用等が原因で微量のPCBによって汚染されたもの
- PCB濃度が5,000mg/kg以下の低濃度のもの

2 低濃度PCB廃棄物を処理出来る他県施設の状況

- 環境省の無害化処理認定施設 9施設 (今回の三光(株)のケース)
- 県の許可施設 1施設

布勢総合運動公園ブリストア裁判の経過報告について

平成25年8月21日
緑豊かな自然課

県立布勢総合運動公園陸上競技場に関するブリストア（※）裁判については、平成20年3月の提訴以来、5年間にわたり約30回の審議を行ってきたところである。

裁判所からは既に審議は尽くされたとして、近く審理終結にむけた手続きに入りたい旨の提案があり、同裁判の現在の状況について下記のとおり報告する。

※ブリストアとは、陸上競技場トラック部分のゴム素材が浮き上がり、波打った状態になる現象のこと。通常、改修直後は軽微なものが起こる可能性はあるが、布勢の場合、同現象がトラック全面に発生したため損害賠償請求に到ったもの。

1 裁判に係る経緯

(1) 県立布勢総合運動公園陸上競技場は、昭和59年に新規整備の後、使用してきたところであるが、陸上競技場の全天候舗装材の耐用年数が約10年であることから、約10年ごとに全面改修を行ってきた。

(2) 平成15年に全面改修を行った際、改修直後から全天候舗装材にブリストアが発生し、施工業者が2カ年間は責任保証期間として対応していたが、3年目以降の無償補修を拒否したことから、平成20年3月に損害補償を求め県が施工業者を提訴
※損害賠償請求額（提訴額）：1億6,372万円

(3) 提訴までの経過

| | |
|----------------------|---|
| 平成14年12月 ～平成15年9月 | 陸上競技場改修工事（請負業者：（株）大林道路） ・全天候舗装材（スーパーX）の全面張り替え ・9レーン化（改修前は8レーン） |
| 平成16年度 | トラック部に軽微なブリストア発生 |
| 平成17年度 | トラック部にブリストアが約30カ所発生（競技の支障となる） |
| 平成18年度 | トラック部にブリストアが約60カ所発生（競技の支障となる） |
| 平成19年度 | トラック部にブリストアが多数発生（競技の支障となる） ・第1種公認陸上競技場として検定基準不適合 ・全天候舗装材（スーパーX）の全面張り替えを決定 |
| 平成20年3月7日 | （株）大林道路を被告として鳥取地裁に提訴 |
| 平成20年3月～9月 | 陸上競技場改修工事（請負業者：東亜道路工業（株）） ・全天候舗装材（スーパーX）の全面張り替え |

2 裁判所からの提案概要

○裁判が5年の長期にわたっているが、これまでは裁判所として正式に和解の提示を行っていないことから、結審前に双方に対して和解案を提示したい。

○和解案を受け入れられない場合は、判決により結審する。双方、和解案について受け入れる可能性があるかを検討されたい。（和解案提示は9月中旬の弁論準備にて）

3 県として対応方針（案）

今後和解案の内容を見て、対応を検討する。

布勢総合運動公園の飲食施設（スイートカフェ）の休止について

平成25年8月21日

緑豊かな自然課

県立布勢総合運動公園内の飲食施設「Sweet Cafe（スイートカフェ）」については、民間事業者（有限会社パンドラの箱）からの事業の提案募集に基づき店舗を整備し、提案事業者が飲食施設の管理・運営を許可する形で、平成14年7月より営業を行ってきたところである。

しかしながら、この度当該事業者の事業再編に伴い、同店舗の営業を8月末をもって休止することとなったので報告する。

1 施設の概要

(1) 経緯

- ① 布勢総合運動公園飲食施設（Sweet Cafe（スイートカフェ））については、平成13年6月に県が施設を整備し民間が運営を行う公設民営方式での運営を決定。
- ② 同年6月から7月末まで事業者を募集し（4者応募）、8月に事業者選定を行い、事業者の提案に基づき平成14年2月から7月までの間整備を行い、同7月に営業を開始した。
- ③ 施設は概ね堅調に推移していたが、当該事業者の経営の整理・再編に伴い、同飲食施設から8月末での営業休止、撤退したい旨の申し出があった。

(2) 施設概要

- ① 施設名称：スイートカフェ パンドラの箱
- ② 施設面積：約300㎡〔屋内200㎡、屋外100㎡〕
- ③ 客席数：約40～50席＋オープンデッキ部分（約30席）
- ④ 経営者：有限会社パンドラの箱（代表取締役 前田 政友）
- ⑤ 主にメニュー：パン・ケーキ、パスタ、ランチセット等

2 今後の方針

- (1) 店舗は県有施設であり、公園利用者のための利便施設として設置されたものであるため、現事業者の退去等の手続きを円滑に進めながら、県において速やかに新たな事業者の募集を行う。
- (2) 新事業者の確保に当たっては、持続的な営業が期待できる事業者を確保するため、利用者のニーズにあった営業形態や提供メニュー内容を含めて、幅広く提案を募集・検討した上で、新たな事業者を選定したい。

第30回全国都市緑化とっとりフェアへの協賛及び会期中の催事計画について

平成25年8月21日

緑豊かな自然課

このたび、本年秋に県が鳥取市と共催する第30回全国都市緑化とっとりフェア「水と緑のオアシスとっとり2013」の開催趣旨に賛同いただき、新たに企業2社から大口協賛があった。

また、フェア会期中における各種イベントが決定したので報告する。

記

1 とっとりフェアへの大口協賛

| 協賛企業名 | 協賛内容 | 引渡式・贈呈式 |
|----------|-----------------------------------|--|
| 智頭石油株式会社 | 車両協賛 EVバイク5台 貸与期間 8/1~11/30 | 日時：8月1日 場所：鳥取駅南口  |

《これまでの大口協賛実績》

- 鳥取三菱自動車販売株式会社 車両貸与協賛（ミニキャブミーブ…1台）
- 県内トヨタ販売店（ネットトヨタ山陰株式会社、鳥取トヨタ株式会社、鳥取トヨペット株式会社、トヨタカローラ鳥取株式会社） 車両貸与協賛（アクア…1台）
- 株式会社鳥取マツダ 車両貸与協賛（ボンゴ…1台）
- 株式会社モリックスジャパン 協賛金（50万円）
- 鳥取ガスグループ（鳥取ガス株式会社・鳥取ガス産業株式会社） 協賛金（50万円）
- エプソンリペア株式会社 協賛金（50万円）
- 株式会社コクヨMVP 物品協賛（フェアオリジナルノート2,000冊50万円相当）
- 鳥取空港ビル株式会社 広報協賛（鳥取空港旅客搭乗橋側面への広告スペース）
- 株式会社不二家システムセンター 協賛金（200万円）
- イオンリテール株式会社 広報協賛（砂像花壇の制作展示）
- 鳥取ウォーター株式会社 物品協賛（とっとりフェア専用ラベル仕様、500ml入ペットボトル入りミネラルウォーター「ジオブルー」1万本）

2. とっとりフェア会期中における催事計画

会期中におけるステージイベント、体験プログラム、各種展示、自治体の飲食・物品販売を日別にカレンダー化したリーフレット(速報版)を作成。(別添のとおり)

米子境港及び淀江都市計画区域マスタープラン見直しにおける土地利用規制の方向性等について

平成25年8月21日
景観まちづくり課

米子境港及び淀江都市計画区域マスタープランの見直しについて、県・市村による調整会議により住民意見を踏まえた土地利用規制の方向性を整理したので、その概要及び今後の進め方を報告する。

1 土地利用規制の方向性

(1) 区域区分の方針

区域区分を維持する。なお、区域区分廃止は将来的な検討課題とし必要に応じて検討する。

【理由】

- ・区域区分廃止の意見が一部であるが、地域住民の意見は概ね、都市の拡散防止などのために区域区分は必要とのことであった。
- ・区域区分廃止の事例等を見るとメリットより大きなデメリット（都市拡散、用途混在等）が想定される。

(2) 一部の規制区域内における住宅建築等の要望への対応

一部の規制区域内において住宅建築等の要望が強いため、個別に対応を検討する。

【具体的な検討事項】

- ①上福原、国道431沿…地区計画の導入等
- ②米子市内の市街化調整区域(既存集落)…開発許可条例(34条11号区域)の改正等

《地区計画》

一定の地区において、「道路・公園等の地区施設」や「建築物・土地利用」について、地区住民の意向を反映させながら計画を定め、その上で、これに沿った開発行為や建築行為を規制誘導し、良好な環境の街区を整備又は保全するもの。

《34条11号区域》

市街化調整区域において、条例により区域を定め、自己用戸建住宅の建築を可能とするもの。

(3) 耕作放棄地対策

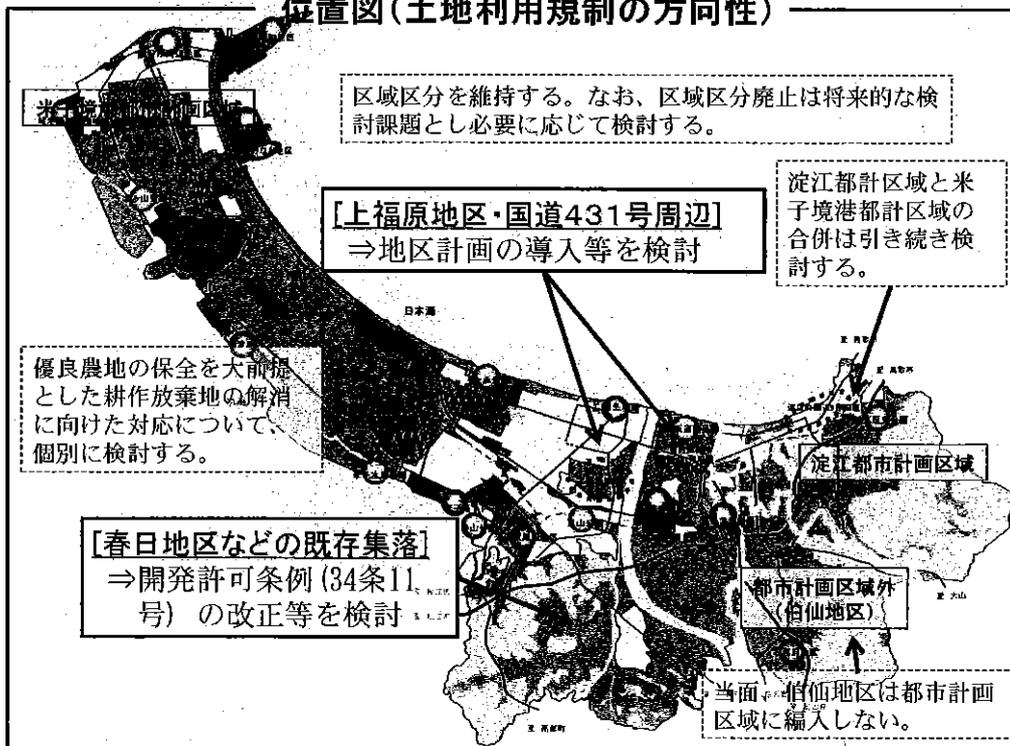
優良農地の保全を大前提とした耕作放棄地の解消に向けた対応について、個別に検討する。

(4) 都市計画区域再編

淀江都市計画区域の合併は、住民意見が分散しているため引き続き検討する。

都市計画区域外(伯仙)の編入は、住民意見が編入を望んでいないため当面、編入はしない。

位置図(土地利用規制の方向性)



2 今後の進め方

上記の土地利用規制の方向性を踏まえ、マスタープラン見直しの素案を検討していくとともに、引き続き住民意見を聞きながら、関係市村との協議を行い、見直し案を検討していく予定である。

都市計画道路見直しに係る評価結果について

平成25年8月21日
景観まちづくり課

概ね30年以上未着手の区間を有する都市計画道路について、社会情勢の変化等を踏まえた、都市計画の存廃についての見直しを行うための判断根拠となる評価をガイドラインにより行った。

今回、鳥取都市計画区域、米子境港都市計画区域について、減災の視点を加味したガイドラインに基づく評価（廃止の基準に該当するか否か）が完了したため、その評価結果を報告する。

1 都市計画道路の見直し結果

| 都市計画区域 | 見直し対象路線（区間）数（※） | 廃止の基準に該当した路線（区間）数 |
|------------|-----------------|-------------------|
| 鳥取都市計画区域 | 18路線（53区間） | 2路線（4区間） |
| 米子境港都市計画区域 | 16路線（41区間） | 8路線（10区間） |

※見直し対象路線：1つの対象路線には存続・廃止の両区間を有する場合有り

廃止の基準に該当した路線（区間）表

| 都市計画区域 | 番号 | 路線名（区間） | 道路管理者 |
|--------|-------|------------------|-------|
| 鳥取 | ① | 奥谷国分寺線 | 鳥取市 |
| | ②・③・④ | 袋川通り右岸線（1, 2, 8） | 鳥取市 |
| 米子境港 | ① | 米子駅福生線 | 米子市 |
| | ② | 博労町線 | 米子市 |
| | ④ | 内町道笑線 | 米子市 |
| | ④・⑤ | 栄町下ノ川線（1, 2） | 境港市 |
| | ⑥ | 境中央線 | 境港市 |
| | ⑦ | 余子渡線 | 境港市 |
| | ⑧ | 境高等学校線 | 境港市 |
| | ⑨・⑩ | 内浜中央線（1, 3） | 境港市 |

（参考）見直しの進め方

- 「都市計画道路見直しガイドライン」に基づき、対象路線についてまず定量評価を行い、その結果、存続の基準に該当しない路線について定性評価を行う。

○定量評価

標準化・簡素化した評価項目ごとに評価基準（必要性（交通機能、空間機能、市街地形成機能）と実現性（周辺への影響、事業実施上の支障物件、社会経済状況））を設けて加点評価

例）・隣接部にバイパス等無い（代替道路が無い）場合、当該路線の必要性は高いと評価

・計画幅員12m以上の場合、延焼遮断効果が期待できるため、減災の視点で必要性は高いと評価

○定性評価

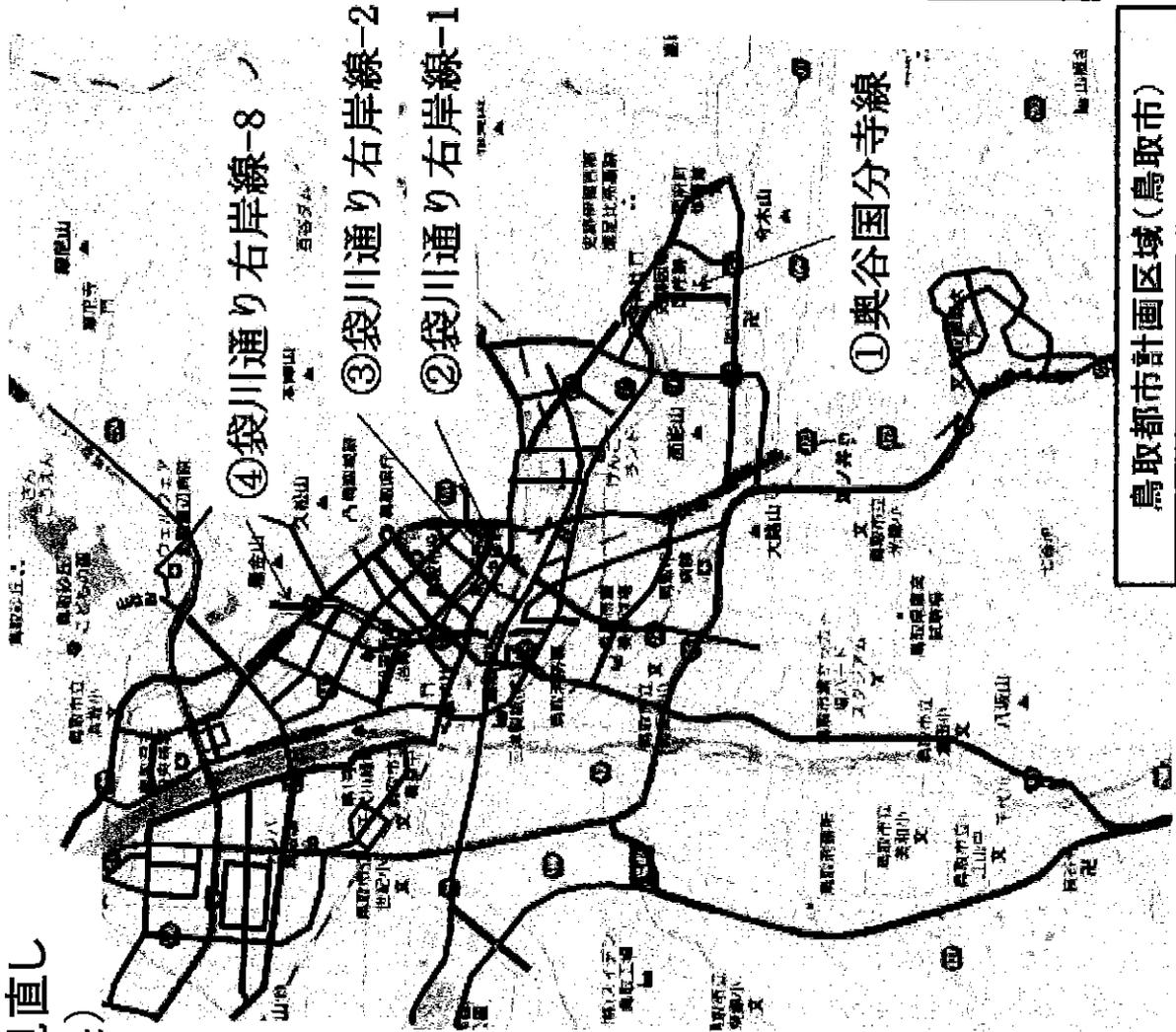
定量評価で評価出来なかった事項（廃止に伴う周辺道路への交通影響や、沿道の土地利用状況による防災減災の機能）についての記述式による評価

例）・廃止により周辺の交通に大きな影響を場合は、必要性が高いと評価

2 今後の予定

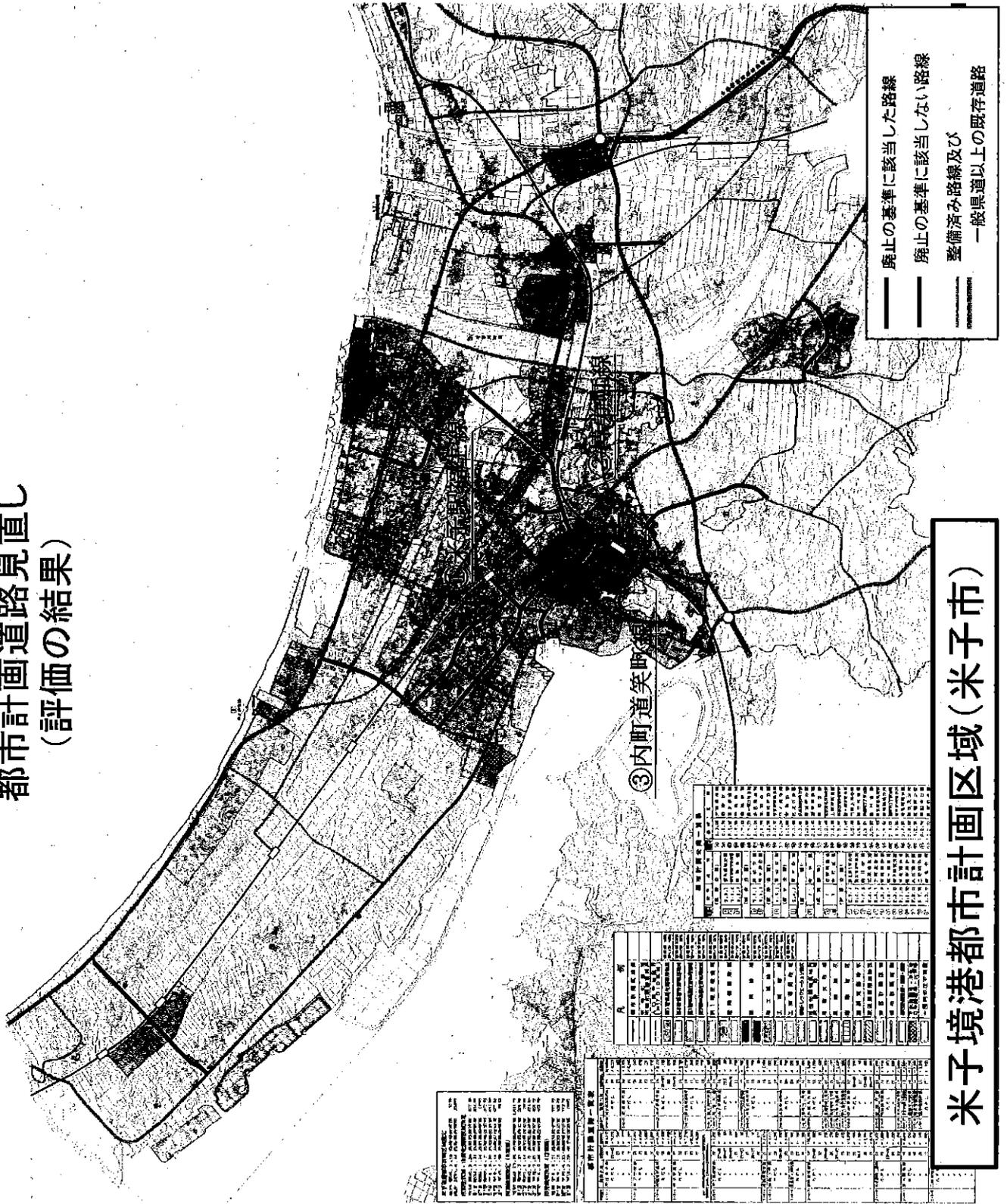
- H25年9月～
- ・評価結果の公表後、最終的な路線の存廃に関し、事業者と地元でオープンな議論を行う
 - ・地元協議等の結果を踏まえ、「廃止路線」「存続路線」を決定
 - ・方向性が決まった路線から随時必要な都市計画変更を行う

都市計画道路見直し
(評価の結果)



鳥取都市計画区域(鳥取市)

都市計画道路見直し (評価の結果)



米子境港都市計画区域(米子市)

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

【新規分】

| 主務課 | 工事名 | 工事場所 | 契約の相手方 | 契約金額 | 工期 | 契約年月日 | 摘要 |
|-------------------------------|-------------------------|------------|-------------------------|---|-------------------------------|------------|---------------|
| くらしの安心局 住宅政策課 (西部総合事務所) | 県営住宅余子団地建替工事 (第1期建築) | 境港市 誠道町 | 株式会社金田工務店 代表取締役 金田 勝 | (当初契約額) 177,450,000円 (予定価格) 196,015,050円 | 平成25年7月26日 ～ 平成26年3月14日 | 平成25年7月25日 | 制限付 一般競争入札 |

